答申第27号

(諮問第32号)

答申

第1 審査会の結論

滋賀県知事(以下「実施機関」という。)が、「9月25日 志賀町大物区意見交換会録音テープ」(以下「本件対象公文書」という。)の全部を非公開とした決定について、個人(滋賀県職員(職務で志賀町大物区意見交換会に参加した職員)および志賀町長を除く)の発言部分を非公開とした決定は妥当であるが、その他の部分は公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開の請求

平成 16 年 10 月 1 日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例(平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。)第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、本件対象公文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

同年 10 月 18 日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、本件対象公文書を特定し、条例第 6 条第 1 号および条例第 6 条第 6 号に該当する情報が含まれていることを理由として、非公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

同年 10 月 20 日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条の 規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件処分において非公開とした処分の取り消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、実施機関の理由説明書に対する意見書および意見陳述において主張する異議申立ての理由は、次のように要約される。

(1)志賀町大物区意見交換会について

志賀町大物区意見交換会(以下「意見交換会」という。)は、全く非公開に行われるべきものでもなく、非公開を想定して開催されたものではない。むしろ住民に対して積極的に参加を促し、公の場を設定し、志賀町栗原地先に計画されている廃棄物処理施設整備計画についてより詳しくあらゆる疑問や問題点を浮き彫りにして住民とともに解決して行こうとする実施機関側の意図を明確に示している。

本件対象公文書に記録されている 区長挨拶、 志賀町長挨拶、 県からの説明の部分 については全く非公開にする理由は存在しない。一律的に全面非公開とした処分は明らか

に誤りであり、条例前文の趣旨を自ら否定していると言わざるを得ない。実施機関の主張をくみ取ったとしても、 意見交換会の部分のみがその非公開対象だと推量できる。しかし、 の部分についても個別に検討すれば個人の名前あるいは発言や言い間違いなどを消せば公開できる。

担当職員発言内容、参加者発言内容ともに個人的な利益や権利を含むことは殆どあり得ず「個人の利益や権利を害する」という条項には該当しない。むしろ当該事務事業(廃棄物処理施設整備計画)に絞られた形になり、公的な意思形成を目指したものといえるし、他の地区住民や県民に様々な疑問、意見を積極的に知らせることは事務事業推進に有意義なことといえる。

(2)条例第6条第1号該当性について

意見交換会は、公開で開催されているものであり、そこに記録された発言は個人に関する情報に該当しない。

区単位で開催されたものであるので参加者は誰がどのような発言をしたかを知っているし、発言者もその場で個人の権利や利益のことではなく公の利益という観点から発言しているという意識を当然持っているので公にされることを想定もしくは許容していると解される。その場にいた参加者に個人が識別されること、発言者がそのことを容認していることから今更秘密にする必要は生じない。

意見交換会参加者以外の者にとっては当該録音テープを聞いても誰が発言しているのか全くわからないというのが実情である。そもそも誰が発言しているかが重要視されるのではなくどのような発言がなされているかが注目されているのである。

以上の理由から実施機関の主張は、条例第6条第1号に該当しない。

(3)条例第6条第6号該当性について

情報の公開が、短絡的に、今後、県が実施する住民との意見交換会において、自由闊達な意見交換を阻止することにはならず、むしろ、各地区で分断して行われている意見交換会の情報を隠蔽することは、正確な情報を住民に公開するという意見交換会の趣旨に悖るものと考える。

事前に参加者の了解を得ず、録音作業を秘密に行ったということのほうが重大問題であり、参加者の権利を侵害している。盗録していたから公開できないともとれる実施機関の主張は到底納得できるものではない。

個人が特定されないことからそこで想定されている様々な支障は生じない。またそこで 交わされる意見は事務事業に限定されていることは容易に想像でき、それらの情報はより 多くの人に知らされて大きな意味を持つ。即ち積極的に公開されることによって事務の円 滑が期待できるのである。

実施機関の主張は個人が特定されるとの仮定からのおそれを述べているに過ぎず失当であるが、あえて反論すれば、そもそもこの当該事業計画は県が住民に何らかの事前説明や計画発生段階からの情報を提示することなく強硬に志賀町栗原地区を選定してしまい、町内を混乱させ、分裂させてしまったのである。それらの原因は早期からの情報公開がなされなかったことからで、本条例の趣旨、目的を全く正しく理解していなかったことから

始まっている。非公開を最小限にとどめ、原則公開という理念を実践するようになれば事 務の円滑な遂行がよりいっそう図られる。

引き続き意見交換会を行う予定とのことだが、それならまず秘密に録音することを止め、意見交換会の重要性を十分説明し、公開されることを前提としていることを伝えるべきである。そのことで自由に意見が言えなくなるとのおそれについては、そもそもその場では何でも話していいわけではない。公に発言するに値しないような内容の発言までさせる必要はない。公のことを公に対して発言するのであるからその点に限れば全く支障は生じない。産業廃棄物の処分場を建設するかどうかという県の事業を説明するような場であり、自由闊達と言っても、はみ出て話すような場ではないため公開が原則で、誰に聞かれて困るという話ではない。

以上の理由から条例第6条第6号の事務の円滑な遂行を阻害する情報には該当しない。 (4)その他

テープの提示をしないことは、真実の情報を隠匿・改ざんするおそれありとするため、 情報の全面公開を求める。

公職につくものが職務上作成したものは、県民の共有財産であり、公開されて当然な「公文書」であるにもかかわらず、非公開とされ、またその理由が、担当者の恣意的な判断で変化するのは、あってはならない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書および口頭説明において主張する内容は、次のように要約される。 (1)意見交換会について

意見交換会は、本件廃棄物処理施設整備計画について、滋賀県、財団法人滋賀県環境事業公社、志賀町から住民に正確な情報を伝えるとともに、住民からの率直な意見や疑問を伺い、自由闊達な意見交換を行うために開催しているものである。

意見交換会は区長の協力の上、各区ごとに開催しており、概ね 区長挨拶、 志賀町長挨拶、 県からの説明、 意見交換の順で、所要 2 時間程度で進行されている。平成 16年9月25日開催の大物区における意見交換会は約40名の住民の参加により実施されている。

意見交換会の概要を作成するための備忘録として録音していることから、「 意見交換の 部分」を録音している。なお、「大物区」の録音テープについては、町長の挨拶後、県の説明に入る前に、区長と住民の間で、会の周知の方法などについて議論が交わされており、その部分も録音されている。

当該テープには住民の意見や疑問に答える形の「 意見交換の部分」が録音されているが、住民の質問に対し、行政側が答えるというQ&A方式で進行されており、行政側の答の部分のみを切り取ること、住民側の意見や疑問を示さず、行政側の発言部分のみを羅列することは、意見交換に関する情報としては不正確であると判断した。

(2)条例第6条第1号該当性について

本件対象公文書は、特定の個人の発言した内容が音声により記録されている。この発言

の中には、自ら氏名を名乗ることや前後の発言の内容により特定の個人の発言であるとわかる場合があるほか、そうでない場合でも、区単位で意見交換会が開催されていることから、肉声により発言者を特定することが可能である。よって、本件対象公文書に記録された発言は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することが可能なものであるため、条例第6条第1号に該当する。

なお、異議申立人は「公開で開催されているから、本件対象公文書を公開すべき」と主張されているようであるが、意見交換会は大物区という特定の地域において、大物区の住民を対象に開催したものであり、いわゆる広く一般に公開されたものではない。

(3)条例第6条第6号該当性について

本件対象公文書は、職員が会議概要を作成するための備忘録として録音したもので、参加者に対し、了解を得て録音したものではない。ただし、住民の方の前にテープレコーダーを置いていたので見える状況になっており、区長には概要を作成するという話をしており、事前に承知してもらっていたと考えている。

本件対象公文書を公開するとした場合には、個々の発言について発言者が特定されるのみならず、発言の語気・語調、発言に対する場の反応、言い間違えまで含めてすべてが公にされることにより、発言者は常に慎重にならざるを得ず、その場で着想を得た意見や直感に基づく意見を含めて自由闊達に意見を述べ合うことを期待することは困難となる。

廃棄物処理施設整備計画については、これを争点の一つとして、町長リコールや二回の町長選挙執行など重要な問題となっており、この計画に対する様々な意見が志賀町内に存在し、特定の個人を識別することが可能な本件対象公文書を公開すれば、個人の意見や考え方が明らかになり、その者に対する有形無形の不愉快な影響も懸念されることから、自由闊達に意見を述べ合うことを期待することは困難となる。県としては、個人の情報を守ることはもちろんのこと、住民に対する有形無形の不愉快な影響を懸念したところである。

上記の理由により、今後も引き続き実施する予定である意見交換会等の事務事業の遂行 に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第6号に該当する。

なお、異議申立人は、「意見交換会の内容を記録したテープを公開しないことは、意見交換会の趣旨にもとる」との主張をしていると理解するが、上述のとおり、公開しないこと こそが、県と住民との自由闊達な意見交換という開催趣旨を担保できるものである。

(4)その他

本件対象公文書と同時に請求のあった「9月2日 志賀町区長会会議録音テープ」については、志賀町区長会の会議において、会議録を作成して公開することを参加者で了承されていることから、これを公開したものである。

異議申立ての理由として「テープを公開しないことは、真実の情報を隠匿・改ざんするおそれあり」との主張をされているが、これは、本件対象公文書が条例第6条第1号および第6号に該当しないという具体的な理由には当たらないと思料する。

第5 審査会の判断

1 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、 利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じ させ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県 の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条にお いて個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を 公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念 から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、この基本的な考え方に基づき以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「9月25日 志賀町大物区意見交換会録音テープ」である。

当該意見交換会は、大物区長、大物区の住民、滋賀県職員、志賀町長、志賀町職員、財団法人滋賀県環境事業公社職員が参加し、 区長挨拶、 志賀町長挨拶、 県からの説明、 意見交換の順で進行されたものである。

当審査会が本件対象公文書の内容を確認したところ、本件対象公文書には から のうち、主に 意見交換の部分が記録されているが、その前に行われた大物区長および志賀町長と住民の間で行われた会の周知方法等に関するやりとりも記録されていることが認められる。また、本件対象公文書には、大物区長、大物区の住民、滋賀県職員、志賀町長の発言が記録されている。志賀町職員および財団法人滋賀県環境事業公社職員の発言は、本件対象公文書には記録されていない。

なお、実施機関は当該意見交換会の 意見交換の部分を中心に概要をまとめた会議概要 を作成しているが、これについては、本件公開請求とは別に異議申立人の求めに応じて既 に情報提供されている。

実施機関は、条例第6条第1号および条例第6条第6号に該当する情報が含まれている として本件対象公文書全体を非公開にすべきであるとしており、以下、非公開情報該当性 について検討する。

(3)条例第6条第1号該当性について

条例第6条第1号は、公開請求された公文書に「個人に関する情報であって特定の個人 を識別することができるもの」が記録されている場合は、原則として当該公文書を公開し ないことを定めたものである。 また、本号ただし書は、上記のような情報であっても、「ア 法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職および職務遂行の内容に係る部分」については、本号の非公開情報から除外し、例外的に公開することとしている。

実施機関は、本件対象公文書に記録されている情報について、条例第6条第1号本文に該当する旨を主張している。一方、異議申立人は、条例第6条第1号本文に該当しない旨を主張している。また、異議申立人は、同号ただし書のいずれかに該当するとの主張は明確には行っていないものの、ただし書アおよびウに該当するともとれる主張を行っている。よって、本号ただし書アおよびウの該当性についても検討する。

ア 条例第6条第1号本文該当性について

実施機関の説明によれば、本件に係る意見交換会は、志賀町大字栗原地先に計画されている廃棄物処理施設整備計画について、住民に正確な情報を伝えるとともに、住民からの率直な意見や疑問を聴取することなどを目的として開催されたものである。同計画に係る問題は、計画の賛否を巡って町内で様々な意見の対立があるなど、町を二分するような複雑な問題であることがうかがわれる。

本件公開請求は、志賀町大物区で開催されたこうした意見交換会における発言が記録された録音テープの公開を求めたものである。

実施機関は、本件対象公文書は特定の個人の発言した内容が肉声により記録されたもので、この発言の中には、自ら氏名を名乗ることや前後の発言の内容により特定の個人の発言であることがわかる場合があるほか、そうでない場合であっても、区単位で意見交換会が開催されていることから、肉声により発言者を特定することが可能であるとして、本件対象公文書に記録された発言は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することが可能なものであると主張する。

それに対して異議申立人は、意見交換会参加者以外の者にとっては当該録音テープを聞いても誰が発言しているのかは特定できず、発言には個人識別性がない旨を主張する。

たしかに、本件対象公文書に記録されている発言は、意見交換会参加者や地域住民等の関係者であれば発言内容や肉声から発言者を特定することが可能であるものの、そうした関係者以外の者であれば録音テープに記録された肉声のみをもって個人を識別することは通常不可能と考えられる。

しかしながら、本件に係る意見交換会が扱う廃棄物処理施設整備計画に係る問題は、これを争点の一つとして町長の解職請求や二回の町長選挙執行が行われるなど、町を二分するような問題となっていたことがうかがわれるところであり、本件対象公文書は、こうした非常に複雑な問題を扱った意見交換会において参加者が自らの意見、考え方等を述べた発言を記録したものであり、しかも、当審査会が本件対象公文書の内容を確認したところ、参加者より録音は行わずオフレコで行いたい旨の発言があるなど参加者の中には外部への公表を望まない者もいるという状況下で録音されたものであったことが認められるもので

ある。

このようなことから、関係者以外の者であれば特定の個人が識別されないからといって 公開すると、一部の関係者によって特定の個人が識別され、結果として個人の意見や考え 方が明らかになり、有形無形の不愉快な影響が及ぼされるなど、個人の権利利益が害され るおそれがないとはいえない。つまり、本件対象公文書に記録された情報の個人識別性は、 当該意見交換会で発言した住民と他の参加者、あるいは地域住民との間において格別に問 題となるという特殊性を有しているものであると考えられる。

このように関係者以外の者であれば個人を識別できない場合でも、関係者によって個人が識別され、権利利益が侵害されることこそが特に問題となるような事案については、関係者が特定の個人を識別できることをもって、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当すると判断するのが相当である。

以上のことから、本件対象公文書に記録された情報は、いずれも条例第6条第1号本文 に該当すると判断する。

イ 条例第6条第1号ただし書ア該当性について

異議申立人は、意見交換会は、公開で開催されているものであり、そこに記録された発言は個人に関する情報に該当せず、また、区単位で開催されたようであるので参加者は誰がどのような発言をしたかを知っているし、発言者もその場で個人の権利や利益のことではなく公の利益という観点から発言しているという意識を当然持っているので公にされることを想定もしくは許容していると解されるなどと主張する。

しかしながら、本件に係る意見交換会は、大物区という特定の地域において、大物区の住民を対象に開催したもので、このような出席者の範囲が限定された会合での発言が広く一般に公開されることを発言者が想定もしくは許容しているとは通常考えられない。また、個人情報であるという点に関しては、仮に発言者が公の利益という観点から発言しているという意識を持って発言していたとしても変わりはない。

また、異議申立人は、その場にいた参加者によって個人が識別されること、発言者がそのことを容認していることから今更秘密にする必要は生じないなどと主張する。

たしかに、会合の場で発言する以上、その場にいた参加者に発言者である個人が識別されるのは当然のことである。しかしながら、そのようなことがそこでの発言内容を広く一般に公開すべきとする理由になるとは考えられない。また、この主張は、前述したように参加者より録音は行わずオフレコで行いたい旨の発言があるなど参加者の中には外部への公表を望まない者もいたという事実を考慮すると妥当とは考えられない。

以上のことから、本件対象公文書に記録された情報は、いずれも条例第6条第1号ただ し書アに該当しないと判断する。

ウ 条例第6条第1号ただし書ウ該当性について

異議申立人は、本件対象公文書に記録されている 区長挨拶、 志賀町長挨拶、 県からの説明の部分については全く非公開にする理由は存在せず、また、担当職員発言内容、参加者発言内容ともに個人的な利益や権利を含むことは殆どあり得ず「個人の利益や権利を害する」という条項には該当しないと主張している。

そこで、本件対象公文書に記録される情報のうち、ただし書ウに該当するものがあるか 否かについて検討する。

まず、大物区の住民が一私人として行う発言が、ただし書ウに該当しないことは明らかである。また、志賀町における区長は公務員には該当しないものであるため、大物区長が区長として行う発言についても、ただし書ウには該当しない。

次に公務員である滋賀県職員および志賀町長の発言部分がただし書ウに該当するか否かについて検討する。

当審査会が本件対象公文書の内容を確認したところ、志賀町長の発言内容は、意見交換会の周知方法に係る住民からの質問に対する回答と閉会時の挨拶であり、滋賀県職員の発言は、廃棄物処理施設整備計画に係る住民からの質問に対する回答であることが確認できた。これらの発言内容の全てが、公務員として行われた職務上の発言であると認められる。

以上のことから、本件対象公文書に記録された情報のうち、滋賀県職員および志賀町長の発言部分については、条例第6条第1号ただし書ウに該当すると判断する。

(4)条例第6条第6号該当性について

条例第6条第6号は、公開請求された公文書に「県の機関または国、独立行政法人等もしくは他の地方公共団体が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報が記録されている場合は、当該公文書を公開しないことを定めたものである。

実施機関は、本件対象公文書を公開すれば、今後県が実施する住民との意見交換会等において、自由闊達な意見交換を期待することが困難となり、事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張し、一方、異議申立人は、公開したとしても今後県が実施する住民との意見交換会等において、自由闊達な意見交換を阻止することにはならないと主張している。

なお、本件対象公文書に記録された発言部分のうち、個人(滋賀県職員および志賀町長を除く)の発言部分については、前述したとおり条例第6条第1号に該当し、非公開情報となるものであり、この部分は、条例第6条第6号該当性を判断するまでもなく非公開が妥当と判断できる。

よって、以下、条例第6条第1号で非公開情報に該当しないと判断した滋賀県職員および志賀町長の発言部分についてのみ、条例第6条第6号該当性について検討する。

本件対象公文書に記録される情報のうち、滋賀県職員および志賀町長の発言については、前述したように、公務員として行われた職務上の発言であり、条例第6条第1号に基づく非公開情報には該当しないが、そうした発言が公開されると、区長や住民の発言が公開される場合と同様に自由闊達な意見交換ができなくなるなどといったおそれがあるか否かを検討する必要がある。

滋賀県職員および志賀町長の発言内容は、住民からの質問に対する回答や閉会の挨拶である。ここで、これらの発言部分が公開されることが条例第6条第6号に該当する場合とは、参加者からの質問に対する回答によって参加者である個人が識別される場合や、滋賀

県や志賀町の考え方が聴く者によって誤解され、そのことによって意見交換会の開催に係る事務の円滑な遂行に支障が出る場合をいうと考えられる。

そこで、当審査会が本件対象公文書の内容を確認したところ、参加者からの質問に対する回答によって、質問をした個人が識別されるような発言は認められなかった。また、たしかに、意見交換会は、住民の質問に対して行政側が答えるというQ&A方式で進行されているものであり、行政側の回答の部分のみを切り取ると、質問と一体でないかたちで回答の部分だけが出るため、その意味を正確に捉えることができず、場合によっては説明の断片を捉えられて誤解されてしまうなどといった可能性は一般的には否定できない。

しかしながら、本件対象公文書の場合、滋賀県職員および志賀町長の発言部分のみが公開されることで、意味の把握が困難な部分や不正確な部分があるとしても、それゆえに回答の趣旨等が誤解されるとまでは認められない。特に本件の場合は、本件対象公文書をもとに作成された住民側の質問や意見、行政側の回答などをまとめた会議概要が公開されていることから、この会議概要と併せて確認することができ、回答の趣旨等が誤解されるなどといったおそれはほとんど考えられない。

よって、本件対象公文書に記録されている滋賀県職員および志賀町長の発言部分は、公開されると意見交換会の開催に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは認められない。

以上のことから、滋賀県職員および志賀町長の発言部分は、条例第6条第6号に該当しないと判断する。

(5)部分公開の可否について

条例第7条第1項は、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。 ただし、当該部分を除いた部分に明らかに有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と定めている。

本件処分において非公開とされた部分のうち、滋賀県職員および志賀町長の発言部分は、前述のとおり、条例第6条第1号および条例第6条第6号で規定する非公開情報のいずれにも該当しないと判断したものである。よって、以下、大物区長および大物区の住民の発言部分のみを区分して除き、その他の部分を公開するという部分公開が可能であるか否かについて検討する。

そこで、まず、本件対象公文書に記録される非公開情報が条例第7条第1項でいう「容易に区分して除くことができる」に該当するか否かについて検討する。本件対象公文書は録音テープであり、短いやりとりの部分などで若干技術を要する部分もあるが、例えば滋賀県職員および志賀町長の発言中に住民の発言が入り混じるなどといった部分もなく、また、専門的な技術や作業を要したり、そのために多額の費用が必要になったり、さらには高度な機器等の設備を要するなどといったことはないため、区分して除くことはそれほど困難とは認められない。

よって、容易に区分して除くことができないとはいえないと考えられる。

次に、条例第7条第1項でいう「明らかに有意の情報が記録されていないと認められる」に該当するか否かについて検討する。本件対象公文書に記録されている発言部分には、短いやりとりの部分から行政側の答の部分のみを切り取ると、意味の把握が困難な部分があるとは考えられるが、聴く者によっては有意性がある可能性もあり、必ずしも有意性がないとはいえない。特に本件の場合は、本件対象公文書をもとに作成された会議概要が既に異議申立人に情報提供され、住民側の質問や意見、行政側の回答などが公開されていることから、この会議概要と併せて確認することで有意性が充分に確保できると考えられる。

よって、明らかに有意の情報が記録されていないとは認められない。

以上のことから、個人(滋賀県職員および志賀町長を除く)の発言部分を非公開とし、 その他の部分を公開するという部分公開を行うことは可能であると判断する。

(6)その他

異議申立人は、その他いくつか主張をしているが、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

2 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審査の内容
平成16年11月1日	・実施機関から諮問を受けた。
平成16年11月22日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成17年1月7日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成17年6月10日	・諮問案件の審議を行った。
(第126回審査会)	
平成17年7月22日	・諮問案件の審議を行った。
(第127回審査会)	
平成17年8月31日	・実施機関から一部公開決定に係る考え方等を聴取した。
(第128回審査会)	・異議申立人等から意見を聴取した。
平成17年9月29日	・諮問案件の審議を行った。
(第129回審査会)	
平成17年10月26日	・諮問案件の審議を行った。
(第130回審査会)	
平成17年11月30日	・諮問案件の審議を行った。
(第131回審査会)	
平成17年12月26日	・諮問案件の審議を行った。
(第132回審査会)	
平成17年1月30日	・諮問案件の審議を行った。
(第133回審査会)	
平成17年2月20日	・諮問案件の審議を行った。
(第134回審査会)	